



せんだい監督署 かわらばん <No.5>

仙台労働基準監督署
令和6年2月28日

〈 監督署をこれまで以上に「転ばぬ先の杖」としてご活用ください 〉

《 令和5年 仙台署管内の労働災害発生状況（令和6年1月末） 》【コロナを含まず】

項目 業種	令和3年確定値		令和4年確定値		令和4年速報(1月末)		令和5年速報(1月末)		4年と5年との比較(速報)		
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	うち死亡
全業種	1,596	8	1,529	5	1,485	5	1,488	7	3	0.2	2
製造業	197	0	171	1	166	1	163	1	-3	-1.8	0
うち食料品製造業	90	0	104	0	103	0	89	0	-14	-13.6	0
建設業	148	4	165	1	161	1	157	1	-4	-2.5	0
土木工事業	41	2	30	0	29	0	36	0	7	24.1	0
建築工事業	83	2	102	1	97	1	96	1	-1	-1.0	0
その他の建設業	24	0	33	0	35	0	25	0	-10	-28.6	0
陸上貨物運送事業	276	2	226	2	226	2	226	1	0	0.0	-1
商業	341	2	349	0	341	0	289	0	-52	-15.2	0
うち小売業	236	2	246	0	238	0	212	0	-26	-10.9	0
保健衛生業	206	0	170	0	161	0	209	0	48	29.8	0
うち社会福祉施設	158	0	127	0	118	0	149	0	31	26.3	0
上記以外の業種	428	0	448	1	430	1	444	4	14	3.3	3

《 令和6年 仙台署管内の労働災害発生状況（令和6年1月末） 》【コロナを含まず】

項目 業種	令和5年1月		令和6年1月		5年と6年との比較		
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	うち死亡
全業種	44	0	61	0	17	38.6	0
製造業	6	0	6	0	0	0.0	0
うち食料品製造業	4	0	1	0	-3	-75.0	0
建設業	6	0	4	0	-2	-33.3	0
土木工事業	3	0	1	0	-2	-66.7	0
建築工事業	2	0	3	0	1	50.0	0
その他の建設業	1	0	0	0	-1	—	0
陸上貨物運送事業	11	0	16	0	5	45.5	0
商業	6	0	13	0	7	116.7	0
うち小売業	5	0	10	0	5	100.0	0
保健衛生業	6	0	5	0	-1	-16.7	0
うち社会福祉施設	5	0	4	0	-1	-20.0	0

令和5年(速報値)は、令和4年に比べて0.2%増となっています。警備業(40.7%増(注)、保健衛生業(29.8%増)で増加が著しく、建設業も土木工事業で増加しています。

令和6年は、令和5年に比べて38.6%増と更に増加し、商業(116.7%)、陸上貨物運送事業(45.5%)のほか多くの業種で増加しています。

令和6年をより良い年にするためにも、SafeworkK 向上宣言を始めとする、働く方々の安全と健康のための積極的な取組をお願いします。



労働災害発生状況統計



SafeworkK 向上宣言

(注) 警備業は上記両表には示されておりません。
左記「労働災害発生状況統計」を参照ください。

《 安全管理者などの選任は適切にされていますか？ 》

労働安全衛生法では、50人以上の規模に該当する事業場では、安全管理者(一定の業種のみ)、衛生管理者、産業医の選任が必要とされ、選任すべき事由が発生してから14日以内に監督署あての報告が義務づけられています。この方々の活躍が、安全衛生委員会の活発な取組と相まって、働く方々の命と健康を守るために重要な役割を果たすものとなります。

未選任の場合には早期に選任し、選任後は速やかにご報告願います。

これを機会に安全衛生管理体制の再確認と充実・強化をお願いします。



安全衛生管理体制(選任すべき業種等) 選任報告の様式等



《 健康診断結果報告書の提出はお済みですか？ 》

働く方々の命と健康を守ることは事業場の責務であり、その取組の一つが健康診断です。

健康診断には、雇入れ時及びその後1年以内ごとに実施する定期健康診断、1年以内ごとに実施するストレスチェック（心理的負担の程度を把握するための検査）、法令等で定められた業務に関する特殊健康診断があります（右図参照）。

定期健康診断とストレスチェックは規模50人以上の事業場が、特殊健康診断は実施対象となる事業場すべてが、それぞれ遅滞なく監督署あて報告が必要ですので、お忘れなくご報告ください。

また、法定の健診項目に異常の所見が認められた場合、健康保持のための措置について医師から意見を聴き、適切な措置を講じることが必要です。

なお、健康診断の種類により、健診項目や健診実施時期などが異なりますので、確認の上で実施願います。

健康診断等の種類 実施時期・頻度・その他	報告様式の名稱	根拠法令
定期健康診断 □雇入れ時 □1年以内ごと	定期健康診断結果報告書 様式第6号 (報告対象事業場：労働者規模50人以上)	労働安全衛生規則 第43条・第44条
特定業務従事者健康診断 □配置時 □6月以内ごと	定期健康診断結果報告書 様式第6号 (報告対象事業場：労働者規模50人以上)	労働安全衛生規則 第45条
ストレスチェック □1年以内ごと	心理的負担の程度を把握するための検査結果等報告書 様式第6号の2 (報告対象事業場：労働者規模50人以上)	労働安全衛生規則 第52条の9
有機溶剤等健康診断 □配置時 □6月以内ごと	有機溶剤等健康診断結果報告書 様式第3号の2	有機溶剤中毒予防規則 第29条
特定化学物質健康診断 □配置時 □6月以内ごと	特定化学物質健康診断結果報告書 様式第3号	特定化学物質障害予防規則 第39条
鉛健康診断 □配置時 □6月以内ごと ^{※1}	鉛健康診断結果報告書 様式第3号	鉛中毒予防規則 第53条
電離放射線健康診断 □配置時 □6月以内ごと	電離放射線健康診断結果報告書 様式第2号	電離放射線障害防止規則 第56条
石棉健康診断 □配置時 □6月以内ごと	石棉健康診断結果報告書 様式第3号	石棉障害予防規則 第40条
じん肺健康診断 □配置時 □3年以内ごと □1年以内ごと (管理区分2、3)	じん肺健康管理実施状況報告 様式第8号 (報告は毎年1～2月末・健診実施しない年も報告が必要)	じん肺法 第8条
歯科健康診断 □6月ごと 対象：有業業務 ^{※2} 従事者	有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書 様式第6号の2	労働安全衛生規則 第48条
四アルキル鉛健康診断 高気圧業務健康診断 除染等電離放射線健康診断	四アルキル鉛健康診断結果報告書 様式第3号 高気圧業務健康診断結果報告書 様式第2号 除染等電離放射線健康診断結果報告書 様式第3号	四アルキル鉛中毒予防規則 第22条 高気圧作業安全衛生規則 第38条 除染電離放射線障害防止規則 第20条
指導勧奨による特殊健康診断 (VDT、騒音、騒音等29業務)	指導勧奨による特殊健康診断結果報告書	通達・ガイドライン等



← 各種健康診断結果報告書の様式

《 時間外労働の上限規制適用猶予が廃止となる事業場は、36協定の様式が変わります！ 》

4月1日から、建設業、自動車運転者、医師に対する時間外労働の上限規制の適用猶予が廃止されます。これにより、関係する事業場の36協定の様式も改正され、新たな様式での届出が必要となりますので、ご注意ください。ご不明の点については、各監督署の労働条件担当までお問い合わせください。

建設の事業の場合（災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合を含む。）

特別条項を設けない場合 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 様式第9号の3の2

特別条項を設ける場合 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 様式第9号の3の3

自動車運転者を含む場合（バス、タクシー、トラックなど）

特別条項を設けない場合 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 様式第9号の3の4

特別条項を設ける場合 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 様式第9号の3の5

医師を含む場合（病院・診療所、医療を目的とする医師の勤務する社会福祉施設など）

特別条項を設けない場合 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 様式第9号の4

特別条項を設ける場合 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 様式第9号の5



時間外労働の上限規制



36協定の新様式

【編集後記】 新年度が始まると、「労働条件が明示されない」「内定時の説明と実際の労働条件が違う」「健康診断を行ってこない」などの相談が多数寄せられます。若い優秀な人材を失うことのないよう、すべての企業で適正な労働条件が確保されることを期待しています。

発行：仙台労働基準監督署 〒983-8507 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎1階

ひと、暮らし、みらいのために



労働条件など職場におけるトラブルは、022-299-9075
労働基準法などの許認可、指導対応は、022-299-9072
災害防止、機械設置届出、健康確保は、022-299-9073
労災補償、労働保険の加入・保険料は、022-299-9074

宮城労働局
仙台監督署ページ



宮城労働局
メールマガジン

